

松阪市の財政状況

この財政状況の公表は、市の財政がどのように運営されているか、また、どのような状況にあるのかを市民の皆様幅広く知っていただくためのものです。市民の皆様には、市財政について、なお一層のご理解をいただき、市勢発展のためにご協力をお願いします。

◎令和5年度予算の執行状況

※執行状況は令和5年9月30日現在のものです。また、現計予算額には前年度からの繰越分を含んでいます。

◆一般会計

(単位:千円)

歳 入				歳 出			
区 分	現計予算額	収入済額	収入率	区 分	現計予算額	支出済額	執行率
市 税	22,384,599	12,249,763	54.7%	議会費	359,979	186,510	51.8%
地方譲与税	695,938	221,186	31.8%	総務費	6,337,295	2,348,202	37.1%
地方交付税	14,747,000	10,578,745	71.7%	民生費	30,487,647	10,008,867	32.8%
分担金及び負担金	411,221	159,865	38.9%	衛生費	7,033,467	2,160,604	30.7%
使用料及び手数料	740,401	409,338	55.3%	労働費	104,870	61,099	58.3%
国庫支出金	11,603,285	4,054,256	34.9%	農林水産業費	2,234,811	706,743	31.6%
県支出金	5,147,468	700,443	13.6%	商工費	3,982,512	1,971,906	49.5%
繰入金	4,751,337	0	0.0%	土木費	7,345,185	2,715,163	37.0%
繰越金	509,746	3,671,641	720.3%	消防費	2,416,694	1,044,844	43.2%
諸収入	1,157,753	513,714	44.4%	教育費	7,257,513	2,621,599	36.1%
市 債	5,063,000	0	0.0%	公債費	5,220,550	2,405,414	46.1%
地方消費税交付金 ほか	5,666,338	3,553,699	62.7%	災害復旧費 ほか	97,563	25,251	25.9%
合 計	72,878,086	36,112,650	49.6%	合 計	72,878,086	26,256,202	36.0%

◆特別会計

(単位:千円)

会 計 別	現計予算額	歳 入		歳 出	
		収入済額	収入率	支出済額	執行率
競輪事業	25,049,499	3,247,446	13.0%	2,132,209	8.5%
国民健康保険事業	16,698,119	6,832,210	40.9%	6,216,166	37.2%
介護保険事業	19,040,630	8,591,522	45.1%	7,664,912	40.3%
後期高齢者医療事業	4,184,409	730,447	17.5%	1,849,262	44.2%
住宅新築資金等貸付事業	2,675	2,343	87.6%	3	0.1%

- ・一般会計・・・地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計。
- ・特別会計・・・一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して経理するための会計。
- ・地方交付税・・・地方公共団体の自主性を損なわずに地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国が地方公共団体に対して交付する税。

◎市有財産の状況

(令和5年3月31日現在)

区 分	現 在 高	区 分	現 在 高
土 地	29,956,203㎡	物 品	車両184台 その他重要備品1,273点
建 物	603,002㎡		
物 権	4件	債 権	225,104千円
有価証券	67,579千円	基 金	23,946,658千円
出資による権利	615,820千円		

◎市税の状況

区 分	5年度予算額 (現年分)
1 市民税	9,250,227千円
(1) 個人	8,170,449千円
(2) 法人	1,079,778千円
2 固定資産税	9,850,614千円
3 軽自動車税	591,201千円
4 市たばこ税	1,153,472千円
5 都市計画税	1,158,505千円
合 計	22,004,019千円

令和5年9月30日 現在

人 口 157,646 人
世帯数 74,541 世帯



※人口・世帯数は住民基本台帳を基にしています。

◎市債・一時借入金の状況

(令和5年9月30日現在)

区 分	市債借入残高	一時借入金残高
一般会計	44,106,387千円	0千円
特別会計	0千円	0千円
企業会計	51,967,713千円	0千円
合 計	96,074,100千円	0千円

市債は、例えばこんな施設を建設・整備するために借りています！



市債は施設・設備の耐用年数内で返済が終わるように借り入れます。建設・購入時に全て負担するのではなく、市債の返済を通じて、将来にわたって利用する市民みんなが公平に費用を負担しています。

- ・企業会計・・・地方公営企業法の全部又は一部の適用を受ける公営企業の会計。水道事業、病院事業など主として事業運営のための経費を事業運営に伴う収入を持って賄っている事業（独立採算を原則とする事業）がこれに属します。
- ・市債・・・松阪市が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一般会計年度を越えて行われるもの。いわゆる松阪市の借金で、市債を起すことを「起債」といいます。
- ・一時借入金・・・市がその年度内に、支出に係る現金に不足が生じた場合、その不足を補うために一時的に金融機関などから借り入れるお金。

◎令和4年度一般会計決算の状況

令和4年度一般会計の決算額は、歳入780億4618万2千円、歳出743億7454万2千円で歳入歳出差引額36億7164万円となり、また、このうち翌年度へ繰り越される事業の繰り越すべき財源を控除した実質収支額は34億6321万1千円の黒字となりました。

《歳入》 (単位:千円)

区分	収入済額	構成比
市税	22,369,398	28.7%
地方譲与税	687,509	0.9%
利子割交付金	9,298	0.0%
配当割交付金	141,498	0.2%
株式等譲渡所得割交付金	102,079	0.1%
地方消費税交付金	4,050,355	5.2%
ゴルフ場利用税交付金	47,300	0.1%
環境性能割交付金	82,095	0.1%
法人事業税交付金	393,073	0.5%
国有提供施設等所在市町村助成交付金	363	0.0%
地方特例交付金	173,739	0.2%
地方交付税	15,204,162	19.5%
交通安全対策特別交付金	15,567	0.0%
分担金及び負担金	392,476	0.5%
使用料及び手数料	779,261	1.0%
国庫支出金	15,457,214	19.8%
県支出金	4,606,972	5.9%
財産収入	38,971	0.0%
寄附金	1,540,769	2.0%
繰入金	2,459,894	3.2%
繰越金	2,302,916	2.9%
諸収入	1,700,031	2.2%
市債	5,490,151	7.0%
自動車取得税交付金	1,091	0.0%
合計	78,046,182	100.0%

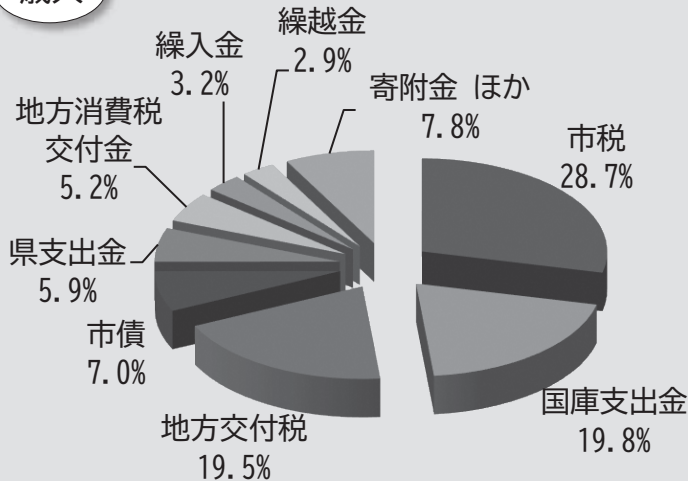
《歳出》 (目的別) (単位:千円)

区分	支出済額	構成比
議会費	348,633	0.5%
総務費	8,653,020	11.6%
民生費	28,676,416	38.6%
衛生費	7,398,850	9.9%
労働費	146,946	0.2%
農林水産業費	2,010,895	2.7%
商工費	4,802,803	6.5%
土木費	6,970,166	9.4%
消防費	2,336,706	3.1%
教育費	7,225,495	9.7%
災害復旧費	9,149	0.0%
公債費	4,780,463	6.4%
諸支出金	1,015,000	1.4%
合計	74,374,542	100.0%

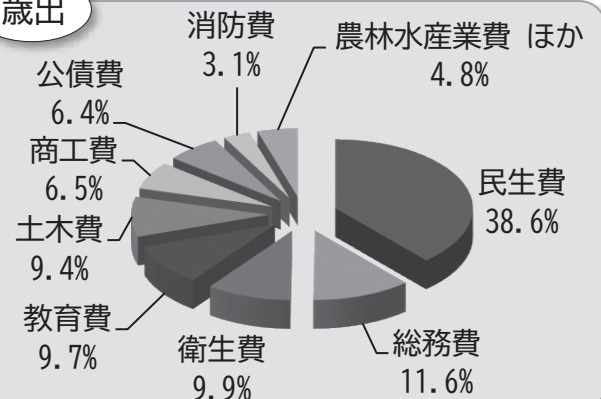
《歳出》 (性質別) (単位:千円)

区分	支出済額	構成比
人件費	12,000,608	16.1%
物件費	9,481,178	12.8%
維持補修費	775,938	1.0%
扶助費	16,491,098	22.2%
補助費等	12,664,737	17.0%
普通建設事業費	6,286,518	8.5%
災害復旧事業費	9,149	0.0%
公債費	4,780,463	6.4%
積立金	4,888,360	6.6%
投資及び出資金・貸付金	82,765	0.1%
繰出金	6,913,728	9.3%
合計	74,374,542	100.0%

歳入



歳出



令和4年度一般会計の主な費目

前ページの目的別歳出の区分は、目的に従い、大、中、小の区分に分類されています。令和4年度一般会計の構成比の高い6つの大区分の内、支出済額が多い5つの小区分は下表のとおりになりました（※財政の用語では、大、中、小の区分はそれぞれ款、項、目と呼びます）。

(単位:千円)			(単位:千円)		
大区分 支出済額 (構成比)	小 区 分	支出済額	大区分 支出済額 (構成比)	小 区 分	支出済額
民生費 28,676,416 (38.6%)	老人福祉総務費	5,786,069	教育費 7,225,495 (9.7%)	学校管理費	1,053,970
	障害者総合支援費	4,478,698		学校給食費	808,691
	扶助費（生活保護費）	3,540,391		幼稚園管理費	732,011
	児童福祉総務費	2,988,732		教育指導費	724,608
	私立保育園費	2,810,859		事務局費	673,126
総務費 8,653,020 (11.6%)	財産管理費	2,364,519	土木費 6,970,166 (9.4%)	下水道費	3,009,921
	一般管理費	1,204,397		道路維持費	680,164
	人事管理費	970,000		公園建設費	404,625
	地域振興局費	816,830		都市下水路費	382,580
	IT推進費	624,684		住宅管理費	348,452
衛生費 7,398,850 (9.9%)	予防費	2,035,447	商工費 4,802,803 (6.5%)	商工振興費	1,471,183
	病院費	1,600,929		ブランド推進費	1,452,144
	塵芥処理費	872,209		文化財センター費	454,861
	清掃総務費	741,060		観光費	291,910
	し尿処理費	365,456		文化センター費	265,041

◎令和4年度特別会計決算の状況

(単位:千円)

会 計 別	収入済額	支出済額	差引額
競輪事業	23,227,166	22,132,415	1,094,751
国民健康保険事業	16,555,627	15,928,339	627,288
介護保険事業	19,323,051	18,670,307	652,744
後期高齢者医療事業	4,249,258	4,204,019	45,239
戸別合併処理浄化槽整備事業	229,201	226,774	2,427
農業集落排水事業	90,203	89,492	711
住宅新築資金等貸付事業	98,804	98,357	447

※戸別合併処理浄化槽整備事業、農業集落排水事業は令和5年3月31日をもって廃止し下水道事業と会計統合を行いました。

◎令和4年度市債の使途

松阪市では、令和4年度に54億9,015万1千円を借入れました。市債は主に建物の建造や改築工事に使われますが、道路や河川などの整備にも市債が使われており、市民の皆さんの生活を支えています。市債が使われた例を次のとおり紹介します。



文化財センター収蔵庫新築
(外五曲町)



五主津波避難タワー建設
(五主町)



珍布峠ウォーキングコース東屋の設置
(飯高町赤桶)



第二小学校区放課後児童クラブ新築
(垣鼻町)



小型動力ポンプ付積載車購入
(飯南分署)

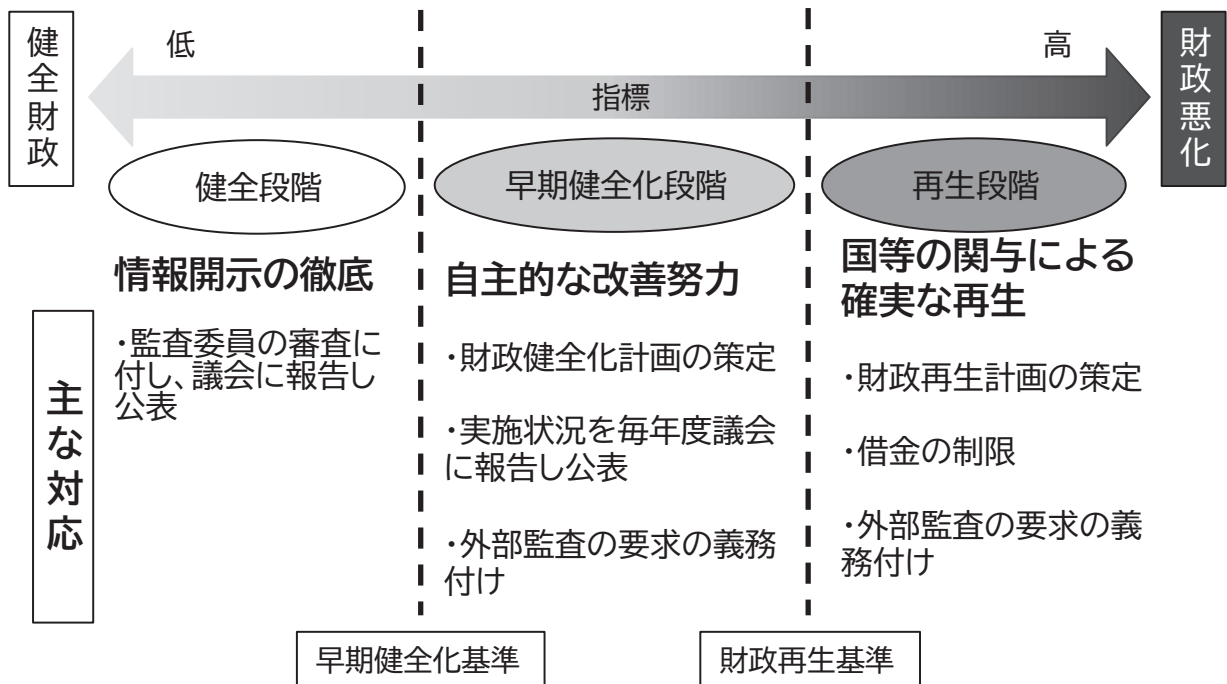
◆財政の健全化

財政健全化法とは・・・？

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）は地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を図るために施行されました。地方公共団体は毎年度の決算状況をもとに健全化判断比率・資金不足比率を算定し、それをもとに財政の健全化・経営の健全化に取り組むこととされています。具体的には健全化判断比率、資金不足比率ともに、法律が定める一定基準（早期健全化基準、財政健全化基準、経営健全化基準）を超えると、比率の段階に応じて、財政健全化計画、財政再生計画、また経営健全化計画を策定しなければなりません。

計画策定団体である財政健全化団体や財政再生団体になった場合には、それぞれのスキーム（枠組み）に従って財政の健全化を図ることとなります。また、水道事業や公共下水道事業、病院事業といった企業会計においては資金不足比率が経営健全化基準を上回ると、経営健全化計画を策定し経営の健全化に取り組む必要があります。こうなった場合には、行政サービスの縮小や廃止、公共料金の値上げなど市民生活に直接の影響を与えることとなりますので、重要な指標となっています。

財政健全化法のイメージ



財政健全化法は、基準未満であれば健全というラインを引くためというよりも、むしろ、予防のためにあるといわれています。

地方公共団体が指標を意識して、経営を改善するようになることを狙いとしています。

実際に、平成21年度と比べて、右記のとおり数値は改善されています。

財政健全化法の施行による
財政健全化団体数の比較

平成21年度 令和3年度
財政健全化団体 14団体 → 0団体

参考・参照 総務省「地方公共団体の財政の健全化」
<https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

健全化判断比率の状況(下記解説(1)~(4))

区分	令和3年度	令和4年度	増減	早期健全化判断基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.43%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	—	16.43%	30.00%
実質公債費比率	3.6%	2.0%	-1.6%	25.00%	35.00%
将来負担比率	—	—	—	350.00%	—

※赤字が生じていない場合や、数値がマイナスとなった場合は「—」で表示しています。

資金不足比率の状況(下記解説(5))

特別会計名	令和3年度	令和4年度	増減	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0%
公共下水道事業会計	—	—	—	20.0%
松阪市民病院事業会計	—	—	—	20.0%
戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計	—	—	—	20.0%
農業集落排水事業特別会計	—	—	—	20.0%

※資金不足額が生じない会計は「—」で表示しています。

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものです。

(2) 連結実質赤字比率

水道・下水道事業や市民病院事業など公営企業会計を含む「松阪市の全会計」に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものです。

(3) 実質公債費比率

『一般会計等の元利償還金』および『公営企業債の償還に係る一般会計からの繰出金等(準元利償還金)』の標準財政規模に対する比率(3ヶ年平均)です。

(4) 将来負担比率

『公営企業、出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債』の標準財政規模に対する比率です。

(5) 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。



松阪市の健全化判断比率について

- 松阪市の健全化判断比率は上記の比率となり、令和3年度決算と比較して、実質公債費比率が1.6%減少しました。また将来負担比率は令和3年度決算に引き続き、マイナスとなり、実質赤字比率、連結実質赤字比率とともに、-(ハイフンバー)表示となりました。
- 資金不足比率については令和3年度決算に引き続き、令和4年度決算においても資金不足は生じませんでした。

◎松阪市の公金保管状況について

公金保管状況（令和5年9月30日現在）

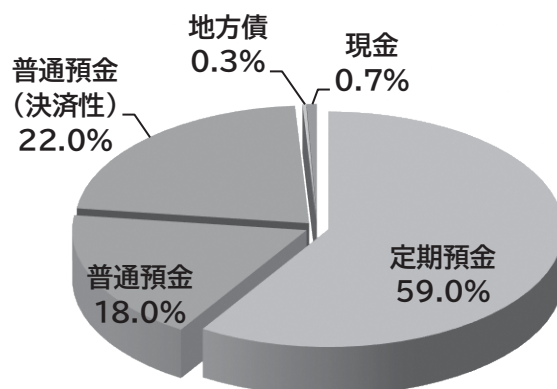
区 分	金額（千円）	備 考
定期預金	28,074,784	預入先金融機関数 4ヶ所
普通預金	8,582,547	預入先金融機関数 1ヶ所
普通預金（決済性）	10,474,582	預入先金融機関数 1ヶ所
地方債	120,000	みえグリーンボンド
現金	336,892	
合 計	47,588,805	

（水道事業、病院事業、下水道事業会計含む）

令和5年9月末現在の松阪市の公金現在高は、475億8,880万5千円となっています。

公金については、元本の安全性を第一に考え、預入先の財政状況を確認しながら確実な保管、運用に努めています。

ペイオフ対策として、定期・普通預金については、元本に損失が生じないように、預金債権と借入債務の相殺により借入金残額以内での保管に努めるほか、決済性の普通預金で保管しています。



- ・ 公金……………①市の歳入歳出に属する現金（歳計現金）、②市の所有に属さないが、地方自治法の規定によって市が保管している現金（歳入歳出外現金）、③特定の目的のために積立・運用する現金（基金）、④歳出予算内の支出で歳計現金に不足が生じた場合に借り入れるお金（一時借入金）、以上4つのお金のことをいいます。
- ・ ペイオフ……………万が一金融機関が破綻した場合に、預金保険機構から預金者に直接保険金の給付として支払いを行うことです。預金の種類によって全額保護か定額保護かが異なり、定額保護の場合は1人あたり上限1,000万円に加えて、破綻日までの利息が保護されます。
- ・ 決済性の預金……………①利息がつかない（無利息）、②いつでも払い戻し請求ができる（要求払い）、③振込等の決済サービスに利用できる、以上3つの条件を満たす預金のことです。こちらはペイオフの際、全額が保護されています。



〒515-8515
三重県松阪市殿町1340番地1
松阪市役所 総務部財務課財政係
TEL 0598-53-4317
FAX 0598-26-4030
<https://www.city.matsusaka.mie.jp/>
E-mail: zai.div@city.matsusaka.mie.jp